

令和4年度第2回府中市障害者差別解消支援地域連絡会議 会議録

■日 時：令和5年3月17日（木）午後2時

■場 所：府中市役所北庁舎 3階第6会議室

■出席者：（敬称略）

<委員>

河井文、長谷川敬祐、小野寺敏雄、竹内誠司、醍醐正幸、原郷史
築山忠泰、栗山恵久子、山下桐子、渡辺たき子、鈴木篤

<事務局>

障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐兼生活係長
障害者福祉課主査（3名）、障害者福祉課事務職員（1名）
障害者福祉課保健師（1名）

■議 事：

1. 前回の会議録について 【資料2】
2. 講義【障害者差別解消法について】 【資料3】
3. 障害者差別及び合理的配慮に関する事例について
4. その他

■資 料：

【当日配付資料】

- 資料1 席次表
- 資料2 令和4年度第1回府中市障害者差別解消支援地域連絡会議 会議録（案）
- 資料3 障害者差別解消法について

議事

■事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第2回府中市障害者差別解消支援地域連携会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。本日の会議がおおむね2時間程度を予定しておりますのでご了承くださいませようお願いいたします。

※配付資料の確認を行った。

また本日は会議録を作成するにあたり、委員の皆様の発言を録音させていただきますのであらかじめご了承ください。本日は直井晴美委員、渡辺里江子委員、山元義剛委員がご都合により欠席との連絡をいただいております。ここからの進行は、会長をお願いいたします。

■会長

それでは改めまして皆様こんにちは。お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

1. 前回の議事録について

■会長

早速時間も限られておりますので、「前回の議事録について」事務局から説明をお願いいたします。

■事務局

資料2をご覧ください。前回の会議録でございます。大きな修正がなければいたいた修正をこちらに反映して公開したいと思いますが、大きな修正がありましたら再度皆様に内容をご確認して公開というふうにしたいと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。ただいまご説明がありましたように議事録が本日の配付となっておりますので、皆様今日はお持ち帰りいただきまして確認の上事務局に修正等がある場合は、3月中にということでご連絡をよろしく願いいたします。

本日ご欠席の委員の方にも事務局からこのデータ等資料は渡るわけですね。

■主査

本日ご欠席の委員の方には改めてメール、もしくは郵送で資料一式と議事録の確認依頼についてご連絡いたします。

■会長

議事録の公開の手続きがございまして皆様締め切りを守っていただいております。よろしくお願いたします。

2. 講義【障害者差別解消法について】

■会長

続きまして議事の2番「講義【障害者差別解消法について】」事務局の方からご説明お願いたします。

■事務局

※資料3を用いて障害者差別解消法についての説明を行った。

■会長

ありがとうございました。合理的配慮とか、不当な差別的取扱いということに初めて接した方もたくさんいらっしゃると思いますので、今回は事務局から説明していただいで皆様で障害者差別解消法とはどんなもので、どういったことを注意していかなければいけないかということの意識合わせの機会を持っていただきました。今の説明をお聞きになって、わからないところやもう少しこの部分を説明してほしいということがあれば伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

(挙手なし)

今の説明を聞いてもわからないという部分もあるかと思ひます。例えばこの会議室の中にもメガネをかけている方が複数いらっしゃいますが、多少の程度であればメガネを取っても問題がありませんが、弱視のようなレベルになると拡大鏡や度の強いメガネを外してしまうと見るのが難しくなってしまう。メガネをかけるということはその人にとっての合理的配慮になります。今、この会議室は電気

がついています。私達は視覚障害はありませんが、ここにいる全員に視覚障害があれば照明は必要ないです。その中に1人だけ視覚障害がない人がいた場合は、その人に対する合理的配慮として照明がいるということで、何が障害かというのはその場面によっても違いますし、捉え方によっても違ってくるということを頭に置きながらこの後の議論に参加していただければいいと思います。少し補足させていただきました。

3. 障害者差別及び合理的配慮に関する事例について

■会長

続きまして議題の3番になりますが、先ほど事務局から説明がありました通り、今日も2つのグループに分かれて、前回お配りいただいた合理的配慮の事例集を参考にさせていただきながら、自分の身近なところで合理的配慮はどうか、差別的取り扱いというのはどういったことを指すのかということについての意見交換をしていただきたいと思います。今は2時35分ですが、おおむね40分から45分程度かけて各グループでその辺の意識、事例の共有や内容の共有などをしていただいて、その後代表者から協議した内容を発表していただく時間を取りたいと思います。3時20分を目処に議論していただきたいと思います。事例の共有と皆さんの身近なところであった差別事例、こんな配慮があったとか、こんな配慮があったら良かったといった好事例も含めて共有していただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(グループに分かれての話し合い)

■会長

ありがとうございました。皆様活発にご議論いただいたと思いますが、それでは各グループで話し合いいただいた内容について、それぞれ5分程度でお話いただけたらと思います。始めにAグループお願い出来ますか。

■副会長

Aグループでお話した内容を簡単に発表したいと思います。府中市に説明いただいた差別、合理的配慮の関係については特に疑問点についてのご意見はありませんでした。皆さんの中で好事例集ないしは合理的配慮の不提供で問題になった点、あるいは良いことありましたかということに関するお話をしたところ、1つ事例が挙がりましたのでここで紹介させていただきます。ご本人が知的障害、自閉症あるい

はいろいろな障害のある方で選挙に行きました。元々選挙はとても好きなのでやる気を持って行きました。衆議院議員の選挙で、最高裁の審査など何度も投票しなくてはいけないものだったので本人はそこでパニックになってしまった。そこでお母さんがフォローに入ろうとしたら選挙管理委員会の人に「選挙している時に人が話し掛けることは駄目。お母さん余計なことしないでください」というような話をされてしまいました。こういう事情で自分の子供はパニックになってしまうので、こういう説明をしたいのだと話をし配慮が必要なのだところ知的障害なのになぜか車椅子席に案内されて、こちらの方でやってくださいみたいなことの案内をされた。結局楽しみにしていた選挙が、本人にとっては強いマイナスなイメージになってしまって、上手く出来なかったという話がありました。私が代わりにお話ししているのでうまく説明出来ているわけではないのですけれども、選挙管理委員会は本人の意思で選挙をしなければいけないといういわゆる社会的障壁というものがあるのに対して、本人が苦手なことに対する配慮が十分になされなかった事例として、それは問題なのではないかということでAグループでも、これはぜひ周知をした上で改善を図ってもらいたいなという話になりました。他には普段手話でお話をされている方で、相手と筆談する時に、手話言語としゃべる日本語では言葉の順番が違うので、多少日本語が読み取りにくかったみたいなのですね。その時に筆談の紙をもらった側の方が本人にこれってどういう意味ですかと聞けばいいのに、これどういうふうになっているの、この人わからないから聞いてと隣の人に聞いて、いやいやどういふふうかわからないとどんどん隣の人に聞いてと、どんどん話が違う人に行ってしまった。本人からするとその人に対してお話ししようとしたのに自分の話がどんどん勝手に広がることに対して、すごくショックを受けて恥ずかしいという気持ちが出てきて自尊心も傷つけられたという話がありました。それでそういった話が出てきてそもそもどういふことをしなくてはいけないのかという話に膨らんでいって、障害がある人でもない人でもその人と話をするとした時には、障害があろうがなかろうがその人に対してきちんとコミュニケーションをするという、その人と向き合って話をすることがとても大切なのではないかという話が出てきました。順不同で整理が出来ていませんが、障害があろうがなかろうがそもそも目の前の人に対して話をしなくてはいけない、そういう環境を作るのがこの法律の趣旨という話になった時に、今の日本はそういったところからもう甚だしく遠いところにある。そもそも障害のある人から自分がこうしたいと言い出すこと自体もなかなか難しいのではないか。何で言い出すことが難しいのかという話になった時に、何度言っても聞いてくれないし言っても疲れるだけで嫌な思いするだけだから、徐々に諦めたりするようなことがあるのではないか。それでそもそも受け手の側からすると何が困っているかということ自体も、十分に理解出来ていない現状があるので

はないかという話がありました。そこで噛み合わずに理解していない側とわかってほしい側が一生懸命やろうとすると、理解をしていない側は面倒くさいという気持ちになってしまって、面倒くさいという気持ちをされたら訴えた側からすると言っても無駄だという話になって、お互い空気を読み合って何も言わない社会になってしまっている。そこを何とかしないといけないという話をどうしましょうかとなった時に、小学校とか教育の場では、一人一人困っていることを前提にいろんな配慮をするということが出来ている。そういった場合はなぜ大人になったら消えてしまうのかというのはわからないのですけれども、そういった場をどんどん広げていくことが必要という話になって、それをみんなに周知させるためには何が良いのだろうという話になったのですが、そこは時間切れになってしまってドラマでいろんな障害のことを理解してもらったら良いのではないかという話とか、子どもの頃からきちんとそういった困りごとがあるということ、それに対して話し合いで解決するということを教育していかななくてはいけないのだよね、そういった方向をやっていった方が良さみたいな話で盛り上がりましたが、ここはタイムオーバーでお終いというのがAグループのお話です。まとめ方が上手くなくて行ったり来たりでわからない部分があったかもしれませんが、後でご質問等があればフォローしたいと思います。ありがとうございます。

■会長

それではBグループお願いします。

■委員

こちらのグループでは、私は上手くまとめられない前提でお話しますが、まず環境の整備と合理的配慮の違いというのをグループ内で確認しました。グループの中においては身近なところで差別事例に関してはあまりないかなというところは確認出来たというところですね。もう1つ簡単な事例として、手足を怪我してエレベーターに乗った時に見えない感じの怪我だった場合に、そこには車椅子の人も高齢の人もベビーカーの人もいる中で、優先順位等も含めてどういうふうに見分けていくのかというその難しさというところを感じたし、私個人としてもベビーカーを押していた時になかなか乗れなかった経験もあるので、そういう話が出ました。その中でどこかの市のデパートのエレベーターでは車椅子の人用レーンというような、ここに並べば確実に乗れるみたいなそういう配慮があるところがあって、本人も周りも隔てなく、わかりやすい形になっているという配慮がある事例の話は出ました。市役所も新しい庁舎を建てているので、そういうのも考慮してみてもどうかというお話も出ました。あとはバス乗り場もこの乗り場では乗られないから1個先の乗り

場で乗ってくださいというような事例もあった。それは差別事例ではないかという話も出ました。身近で差別事例はあまりないと言いながらそういえば後々出てきました。あとは障害の手帳を持っているとなかなか家が借りづらい。不動産屋さんがOKしていても大家さんのOKがもらえないみたいなどころは、割と差別事例に当たるかもしれないという話も出ました。そもそも合理的配慮や差別解消法について、我々割と業界にいる人達が多いのですが、一般の企業等にはどこまで周知されているのかということについては結構疑問というところで、とあるデータによるとあまり周知されていないなんてこともある中で協議会として、例えば商工会でも企業の連絡会でも何でもそういったところでこういう問題の説明をしていくことで、普及、啓発を図ることが出来るかもしれないという話も出ました。またその対象がどちらのグループでも出たようにそれが小さい子達、教育場面でそういったことが必要なのではないか、あとは小さいうちからそういった障害教育みたいな視点も必要という話もありました。また障害や病気の症状等によっても人それぞれ対応としては違うというのは皆さん承知のところかと思うのですが、どういうふうに対応してほしいか知りたいという気持ちはあるのかなというのは1つ出たので、お互いに知り合うということの必要性があるという話は出ました。ただその中でも個人情報はどうこうという時代ではあるので、難しさもあって相容れない矛盾する点もあるという話も出て、こういった個別の事例等を積み上げていく必要性はグループ内でも確認したところであります。以上です。何かありましたらお願いします。

■会長

ありがとうございました。限られた時間でいろいろお話を深めていただいてありがとうございます。今回は認識の共有ということで皆さんからお話いただきましたが、次回からは今回共有した差別解消や合理的配慮について、市民の理解を深めるためにどういったことが出来るのかということ、検討していくことになるかと思えます。事務局から何か不足等ありましたらお願いします。

■事務局

皆様ご検討ありがとうございました。今回、非常にたくさんご意見、事例をお話いただきまして今後こういった皆様の経験や伝えたいこと、気づきなどをいかに市全体に広めていくかというところで前回、事例集のツールという形でご提案させていただきましたのですが、実際に、皆さんからいただいたこういった体験、またこれから出てくるであろう体験等を積み重ねて周知出来るような形のものを1つ考えていければと思いますので、次回また前回の話し合いに立ち戻って、どんな形で情報を集めて発信していけるかというところで進められていければ良いかと思えます。今

回共有したことをそれぞれの選出母体にお持ち帰りいただいて共有していただき、また新たに情報を集めて来ていただければと思います。事務局からの補足は以上になります。

■会長

ありがとうございました。ここまで皆様からももう少しこれについて付け加えたいとか、ご質問等ありましたら伺います。

■副会長

周知の仕方に関してさっきも議論になったことで私が疑問に思っていることを皆さんに共有しておく、Aグループの議論の中でそんなに興味のない人はそもそもその情報にアクセスしない可能性がある。困った人はアクセスするかもしれないという前提があります。困っている人に対していろんな情報を提供するという方法と、全然興味のない人に対して積極的にこっちから周知をしていく方法のおそらく2つがあって、Bグループでは結局後者の方が重要なのではないかという話にはなったのですけれども、その辺は意識して議論・検討していった方が良いのかもしれないと思いました。要は本当に知らない人達に一生懸命やっていかななくてはいけないという話になると、ホームページ上に一生懸命、事例集載せても誰も見ない、それをどういうふうに知らせるかみたいな工夫をしなくてはいけなくなるし、逆に困っている人がいろいろ知りたいという話になった時には、事例集みたいなものがあるところなどに上手く対応する方法があるのだと困った時に調べられると楽になる。ということがあると思うので、それを意識しながら選出母体でご検討いただけると助かります。

■会長

ご意見ありがとうございました。こちらのグループでもやはり知られていないこの差別解消法をどうやって皆さんに認識していただくかということで、例えば商店街連合会とか、商工会議所とかそういった事業者の方達の集まりにお邪魔して、お知らせするというのも大事なのではないかという話もさせていただきましたので、そのへん2つ並べながら広めていけるような方策を、皆さんでこれからご検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

4. その他

■会長

それでは議題の4番「その他」になります。事務局からお願いします。

■事務局

皆様から特になければ次の事務連絡に移らせていただけたらと思いますがよろしいでしょうか。そうしましたら事務連絡させていただきます。まず次回の日程ですが、今回の次第にありますとおり次年度第1回を令和5年6月28日の10時から、会場は府中市役所北庁舎3階第4会議室、この同じフロアにございます会議室で実施したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。もう1点改めて先ほど会の始めにお伝えさせていただきました議事録につきましては、修正点ありましたら3月中にご連絡をお願いいたします。大きな修正がある場合は修正した後、再度皆様に内容の確認を取りたいと思っておりますが、軽微な変更・修正でございましたらそのまま開示の手続きに移りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。次回は6月28日ということでこの庁舎での会議は最後になるかもしれません。8月のお盆以降は新庁舎に変わりますので皆様いろいろお忙しいとは思いますが、ご都合つけてご出席いただきますようよろしくお願いいたします。本日はこれにて終了いたします。ありがとうございました。